

# 調査結果

## ◇ 調査結果の集計・分析について

回答事業所全体の集計・分析のほか、一部の設問については、「従業員規模別（100人未満、100人以上）」、「業種別（構成比の大きい5業種）」、「地域別（県西部、県中部、県東部）」で集計・分析を行った。

なお、調査対象として抽出した2,000事業所の従業員規模別の構成比と、回答があった829事業所の従業員規模別の構成比（図I-2）は、大きな差は見られなかった。

## ◇ 調査結果のポイント

- 前回調査と比べて、回答事業所数が100事業所増えるなど、働き方改革に対する関心が高まってきた。
- 育児休業取得率が過去最高となるなど、働きやすい職場環境づくりに向けた企業と従業員の理解や取組が進んできた。

### ◆ 育児休業取得率（H29実績）

女性、男性とも、前回調査（H27実績）を上回り、過去最高となった。

女性 95.9%（H27：84.8%）、男性 4.86%（H27：2.71%）

### ◆ 女性の就業継続等のキャリア形成

「進める必要がある」と回答した事業所の割合は62.1%。従業員規模別に見ると、100人未満で53.7%、100人以上で80.5%となっている。

### ◆ 女性活躍を推進するポジティブ・アクションの取組

「行っていない」と回答した事業所の割合は48.1%。従業員規模別に見ると、100人未満で52.8%、100人以上で37.9%と、小規模な事業所ほど取組が進んでいない。

### ◆ 高齢者（65歳以上）の雇用や就業継続

「進める必要がある」と回答した事業所の割合は59.1%。従業員規模別に見ると、100人未満で58.6%、100人以上で60.2%と、規模による差は見られない。

### ◆ 働き方改革に取り組む必要性

「必要性を感じている」と回答した事業所の割合は51.9%。従業員規模別に見ると、100人未満で43.3%、100人以上で70.5%と、小規模な事業所ほど働き方改革への理解が進んでいない。

### ◆ 働き方改革の取組を進める上での問題点

「人手不足」のほか、「従業員の意識」や「業務の属人化」を挙げる事業所が多い。

### ◆ 働き方改革の取組を進めるために必要な支援

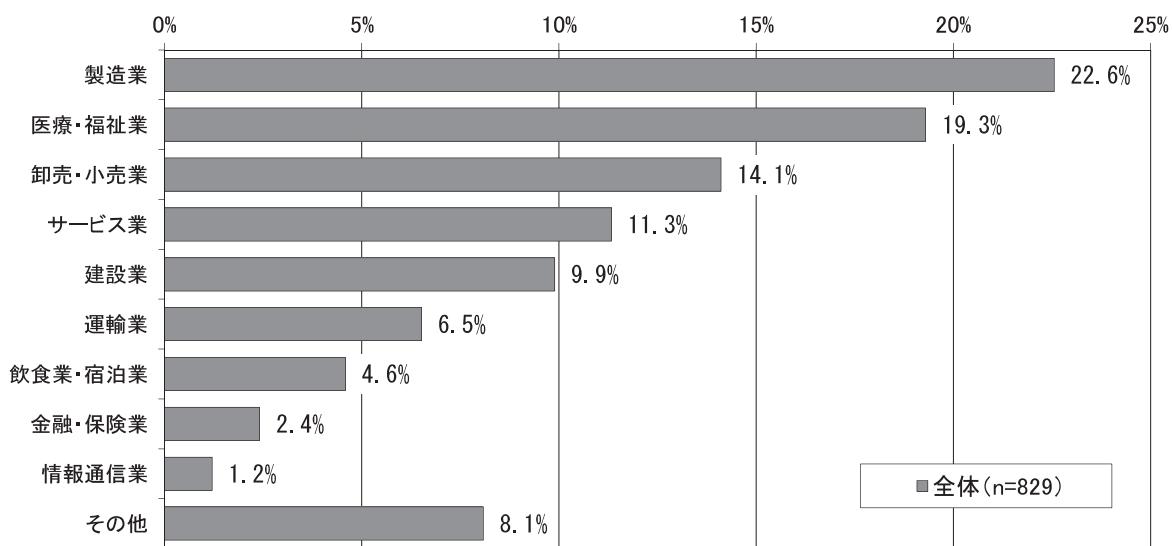
「モデルとなる事例の紹介」や「関連する制度の情報」を挙げる事業所が多い。

## I 回答事業所の業種及び従業員規模

### 1 業種

回答があつた事業所の業種は、「製造業」(22.6%)が最も多く、次いで、「医療・福祉業」(19.3%)、「卸売・小売業」(14.1%)などとなっている。

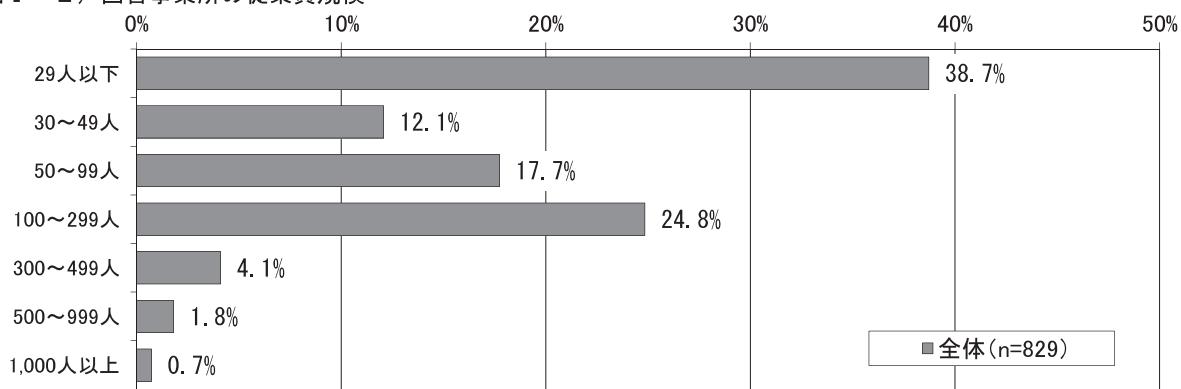
(図I-1) 回答事業所の業種



### 2 従業員規模

回答があつた事業所の従業員規模は、「29人以下」(38.7%)が最も多く、次いで、「100~299人」(24.8%)、「50~99人」(17.7%)となっており、300人未満の中小企業が全体の9割以上を占めている。

(図I-2) 回答事業所の従業員規模



## II 労働時間について

### 1 労働時間（平成29年度実績）

平成29年度の正社員1人当たり1か月平均の総実労働時間と所定外労働時間は、前回調査と比較すると、総実労働時間は上回っているが所定外労働時間は下回っている。

区分	総実労働時間数 (1人当たり1か月平均)		うち所定外労働時間数 (1人当たり1か月平均)	
	H29実績	H27実績	H29実績	H27実績
山口県	173.0時間	170.6時間	13.4時間	15.6時間
全国	168.3時間	169.1時間	14.6時間	14.5時間

※全国：毎月勤労統計調査（平成29年度確報）

### 2 年間所定休日数

年間所定休日日数	適用従業員数
113日	72,856人

## III 年次有給休暇について

### 1 年次有給休暇取得状況（平成29年実績）

平成29年の従業員1人当たりの平均付与日数及び平均取得日数は、男性はいずれも前回調査を下回っているが、女性はいずれも上回っている。また、有給休暇取得率は、男女とも前回調査を上回っている。

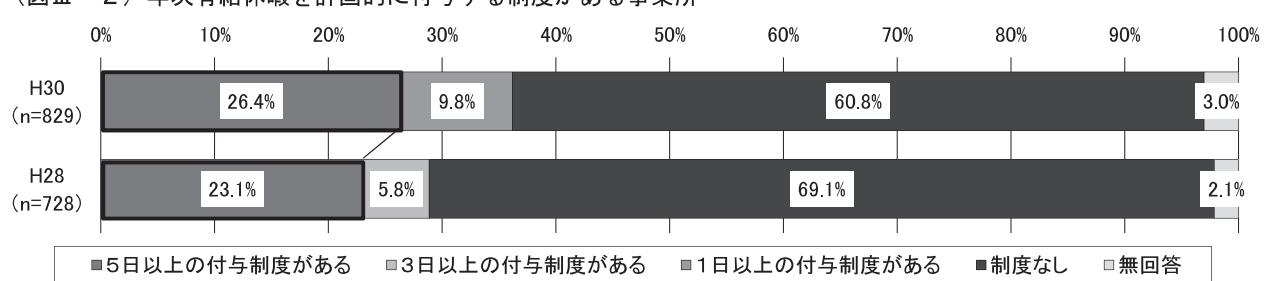
区分	従業員1人当たり 平均付与日数（A）		従業員1人当たり 平均取得日数（B）		有給休暇取得率 B/A	
	H29実績	H27実績	H29実績	H27実績	H29実績	H27実績
男女計	16.6日	17.2日	9.6日	9.4日	58.1%	54.7%
男性	17.1日	18.0日	9.8日	10.0日	57.2%	55.6%
女性	15.9日	15.4日	9.4日	8.1日	59.4%	52.5%

### 2 年次有給休暇を計画的に付与する制度

「制度なし」(60.8%)が最も多く、次いで「5日以上の付与制度がある」(26.4%)、「1日以上の付与制度がある」(9.8%)となっている。

前回調査と比べると、「5日以上の付与制度がある」が3.3ポイント上昇している。

（図III-2）年次有給休暇を計画的に付与する制度がある事業所

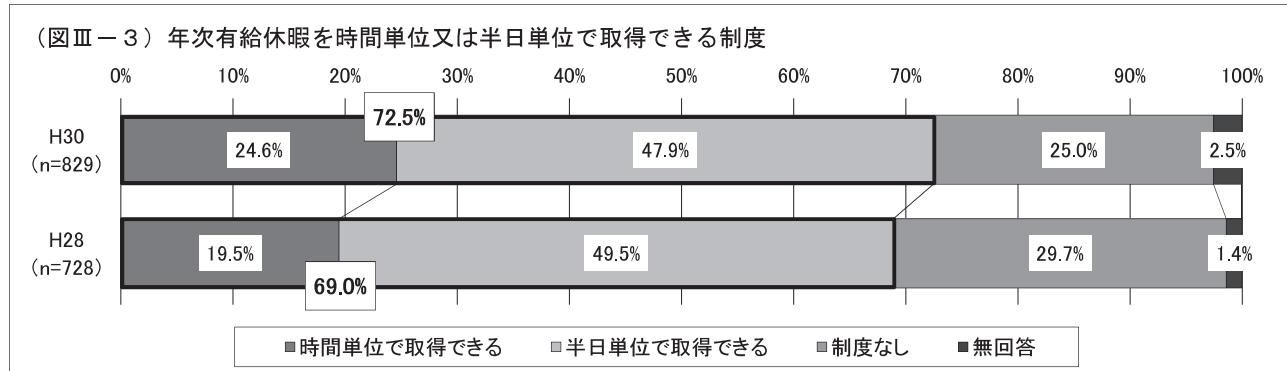


※前回調査では「3日以上の付与制度がある」を調査し、「1日以上の付与制度がある」は調査していない。

### 3 年次有給休暇を時間単位又は半日単位で取得できる制度

「半日単位で取得できる」(47.9%)、「時間単位で取得できる」(24.6%)となっており、いずれかの「制度がある」事業所は72.5%となっている。また、「制度なし」は25.0%となっている。

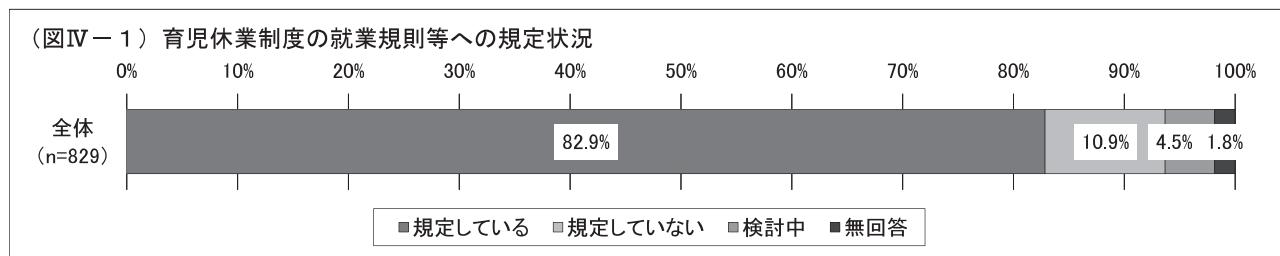
前回調査と比べると、「制度がある」事業所は3.5ポイント上昇しており、そのうち「時間単位で取得できる」が5.1ポイント上昇している。



## IV 仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）について

### 1 育児休業制度の就業規則等への規定状況

「規定している」(82.9%)、「規定していない」(10.9%)、「検討中」(4.5%)となっている。



### 2 法を上回る育児休業関連制度を設けている事業所

育児休業関連制度（法定）	法制度を上回る事業所の割合	内容
育児休業制度（子が2歳まで）	10.1% (10.0%)	2歳6月、3歳等
短時間勤務制度（子が3歳まで）	16.4% (10.0%)	子が就学前まで、小3まで等
看護休暇制度（子が就学前まで）	6.3% (2.7%)	小3まで、小6まで等

※ 括弧書きは平成28年度調査

### 3 育児休業取得状況（H29.4.1～H30.3.31）

育児休業取得率は、女性、男性とも、前回調査を上回っている。

また、全国と比較すると、女性は上回っているが、男性は下回っている。

○女性：女性従業員本人が出産した人数（980人）のうち、育児休業を取得した人数（940人）の割合

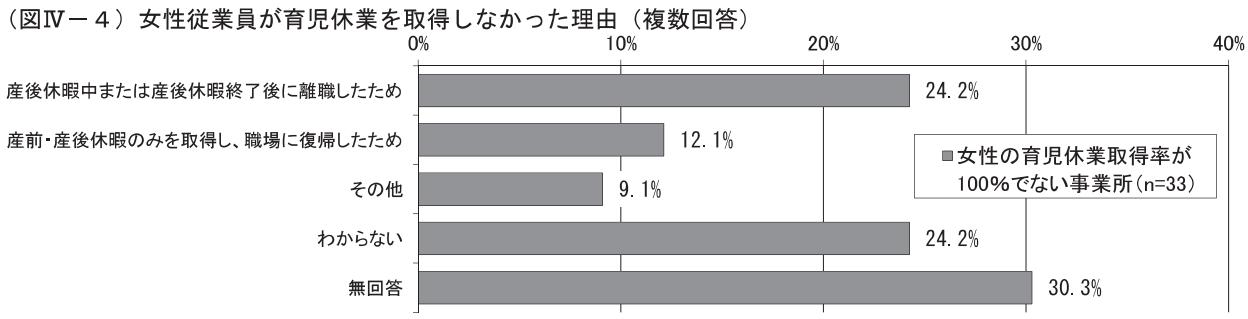
○男性：男性従業員で配偶者が出産した人数（1,255人）のうち、男性従業員本人が育児休業を取得した人数（61人）の割合

区分	山口県			全国		
	H29実績	H27実績	H25実績	H29実績	H27実績	H25実績
女性	95.9%	84.8%	84.6%	83.2%	81.5%	83.0%
男性	4.86%	2.71%	1.10%	5.14%	2.65%	2.03%

※全国：平成25, 27, 29年度雇用均等基本調査

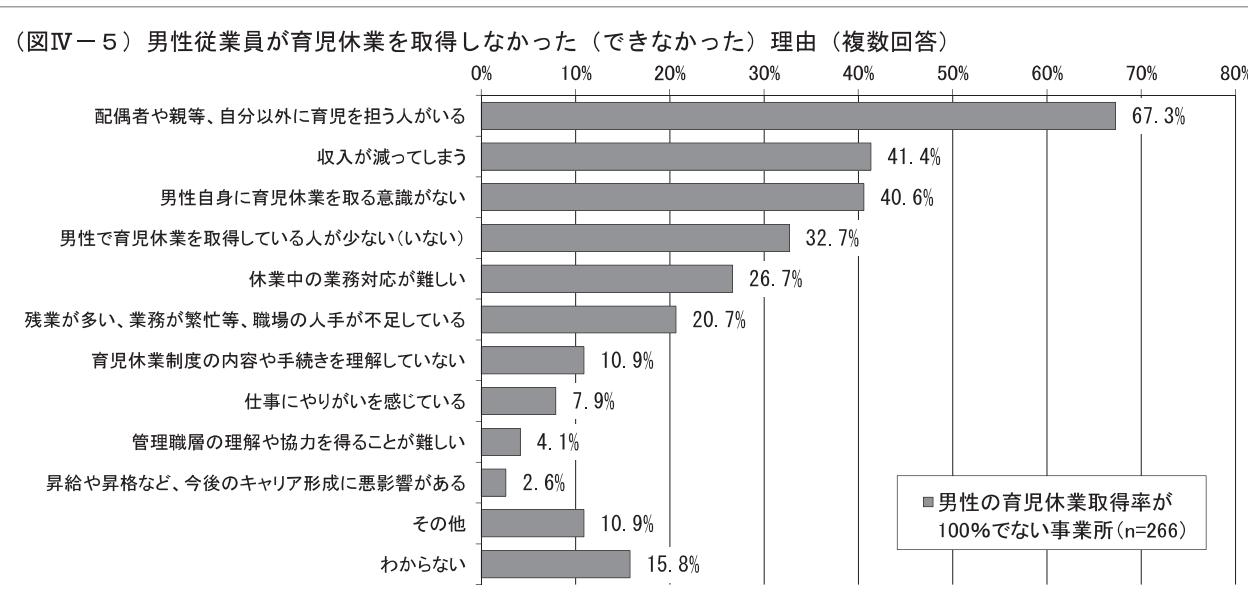
#### 4 女性従業員が育児休業を取得しなかった理由

出産した女性従業員が育児休業を取得しなかった理由として、「産後休暇中または産後休暇終了後に離職したため」(24.2%)、「産前・産後休暇のみを取得し、職場に復帰したため」(12.1%)となっている。



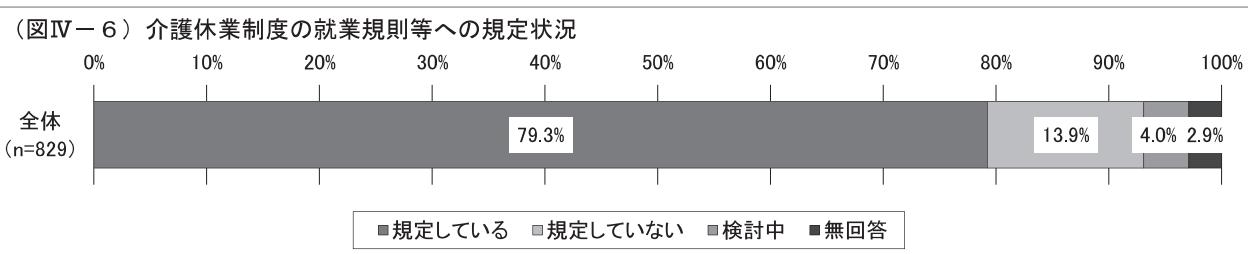
#### 5 男性従業員が育児休業を取得しなかった（できなかった）理由

配偶者が出産した男性従業員が育児休業を取得しなかった理由として、「配偶者や親等、自分以外に育児を担う人がいる」(67.3%)が最も多く、次いで、「収入が減ってしまう」(41.4%)、「男性自身に育児休業を取る意識がない」(40.6%)となっている。



#### 6 介護休業制度の就業規則等への規定状況

「規定している」(79.3%)、「規定していない」(13.9%)、「検討中」(4.0%)となっている。



## 7 法を上回る介護休業関連制度を設けている事業所

介護休業関連制度（法定）	法制度を上回る事業所の割合	内容
介護休業制度（93日まで）	9.2% (4.3%)	365日まで、2年まで 等
介護休暇制度（要介護者1人につき5日まで）	2.5% (1.9%)	10日まで 等

※ 括弧書きは平成28年度調査

## 8 介護休業取得状況（H29.4.1～H30.3.31）

介護休業取得率は、女性、男性とも、前回調査を下回っている。

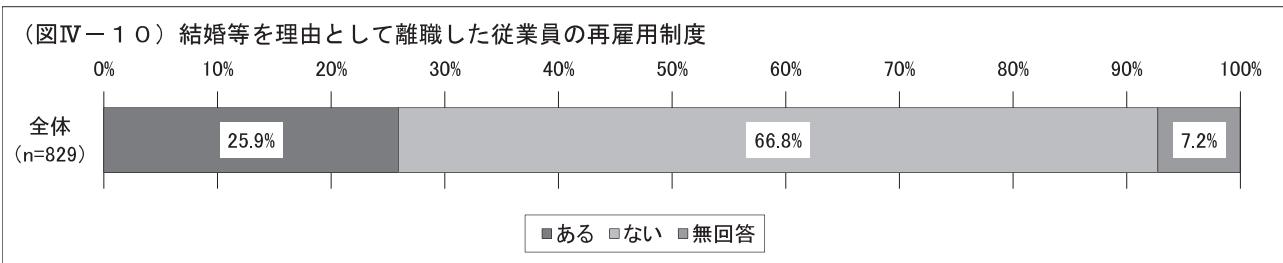
区分	H29実績	H27実績	H25実績
女性	0.13%	0.30%	0.17%
男性	0.03%	0.05%	0.01%

## 9 結婚、妊娠・出産、育児、介護を理由とした退職（H29.4.1～H30.3.31）

	結婚退職	妊娠・出産退職	育児退職	介護退職	計
女性	210人	63人	62人	115人	450人
男性	4人	0人	0人	17人	21人
計	214人	63人	62人	132人	471人

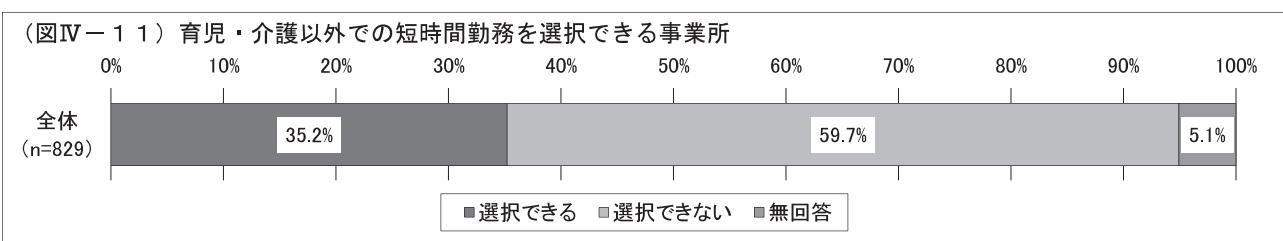
## 10 結婚、妊娠・出産、育児、介護等を理由として離職した従業員の再雇用制度

再雇用制度が「ある」と回答した事業所は215事業所（25.9%）で、そのうち、21事業所で41人が再雇用されている。



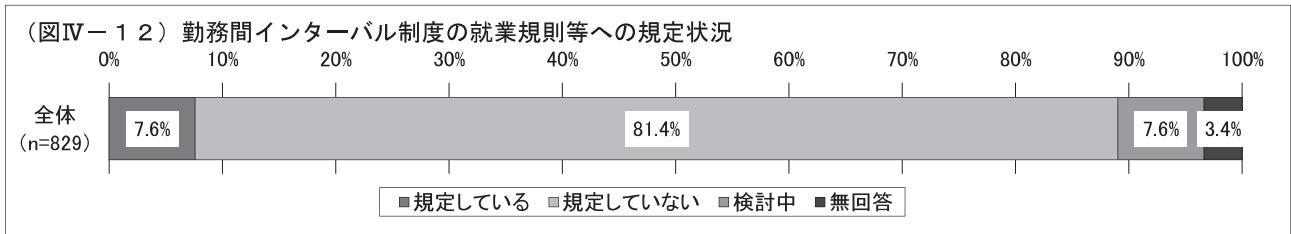
## 11 育児・介護以外での短時間勤務を選択できる事業所

従業員が、育児・介護以外の地域活動や自己啓発などの理由により短時間・短日勤務を一定期間行ったり、所定内労働時間を恒常に短くしたりすることを「選択できる」事業所は35.2%となっている。



## 12 勤務間インターバル制度の就業規則等への規定状況

「規定している」(7.6%)、「規定していない」(81.4%)、「検討中」(7.6%)となっている。



※勤務間インターバル制度：時間外労働などを含む1日の最終的な勤務終了後、翌日の始業までに、一定時間以上の休息時間を確保することで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図る制度

## V 若者の雇用について

### 1 新卒者（既卒3年以内の者を含む）

平成27～29年度の新卒者雇用のうち、正社員の雇用は、各年度の計画に対して、いずれも実績が下回っている。

年度	正社員		正社員以外	
	計画	実績	計画	実績
27	1,571人	1,509人	132人	140人
28	1,648人	1,563人	143人	135人
29	1,751人	1,633人	174人	187人

### 2 既卒3年を経過した39歳までの求職者

平成27～29年度の既卒3年を経過した39歳までの雇用は、各年度の計画に対して、いずれも実績が下回っている。

年度	正社員		正社員以外	
	計画	実績	計画	実績
27	727人	598人	676人	637人
28	710人	573人	606人	509人
29	753人	601人	584人	511人

## VI 女性の活躍について

### 1 管理職に占める女性の割合

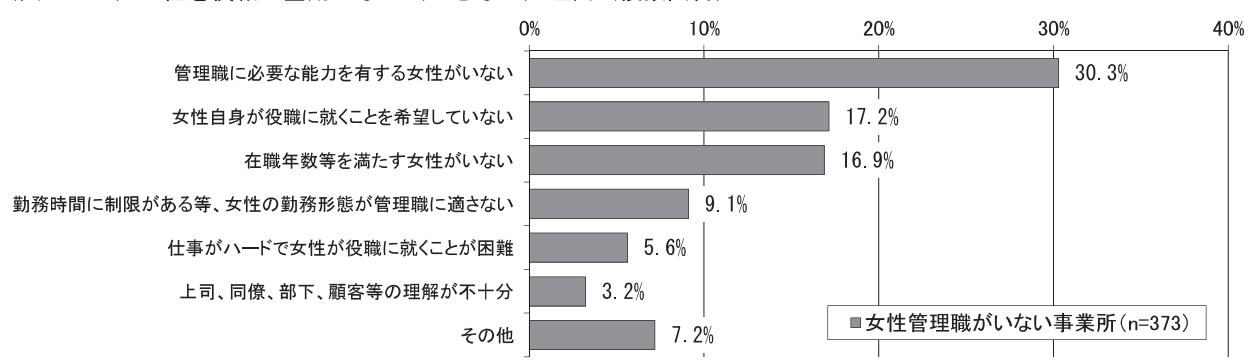
管理職に占める女性の割合は、「役員」(15.4%)、「部長相当職」(13.0%)、「課長相当職」(17.1%)、「係長相当職」(24.5%)となっている。

区分	H29実績			H27実績		
	男女計	うち女性	女性割合	男女計	うち女性	女性割合
役員	1,315人	202人	15.4%	1,703人	302人	17.7%
部長相当職	1,997人	260人	13.0%	1,539人	135人	8.8%
課長相当職	4,642人	792人	17.1%	3,392人	392人	11.6%
係長相当職	6,410人	1,568人	24.5%	4,315人	1,112人	25.8%

### 2 女性を役職に登用しない（できない）理由

係長以上の役職が0人と回答した事業所が、女性を役職に登用しない（できない）理由は、「管理職に必要な能力を有する女性がいない」(30.3%)が最も多く、次いで、「女性自身が役職に就くことを希望していない」(17.2%)、「在職年数等を満たす女性がいない」(16.9%)となっている。

(図VI-2) 女性を役職に登用しない（できない）理由（複数回答）

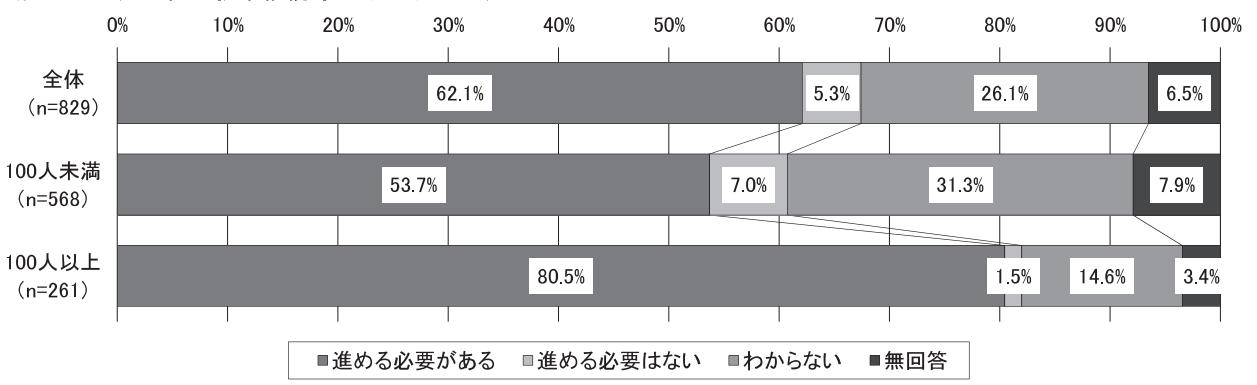


### 3 女性の就業継続等のキャリア形成

回答事業所全体では、「進める必要がある」(62.1%)、「進める必要はない」(5.3%)となっている。

従業員規模別では、「進める必要がある」と回答したのは、100人未満の事業所では53.7%に対し、100人以上の事業所では80.5%となっており、大きな差がある。

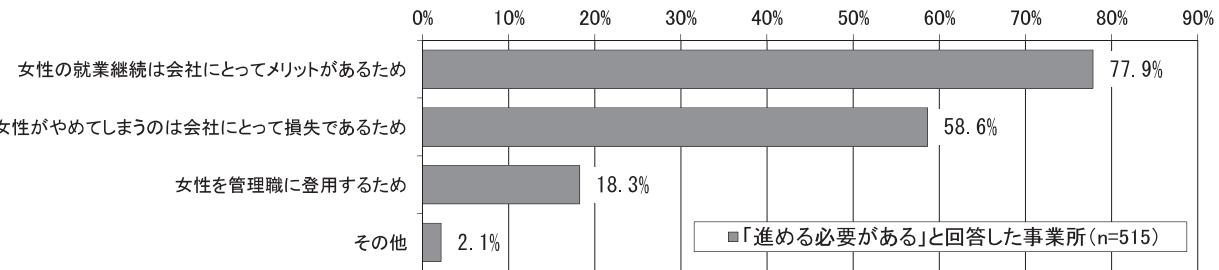
(図VI-3) 女性の就業継続等のキャリア形成



#### 4 女性のキャリア形成を「進める必要がある」理由

「進める必要がある」と回答した事業所のうち、その理由としては、「女性の就業継続は会社にとってメリットがあるため」(77.9%)が最も多く、次いで、「女性がやめてしまうのは会社にとって損失であるため」(58.6%)となっている。

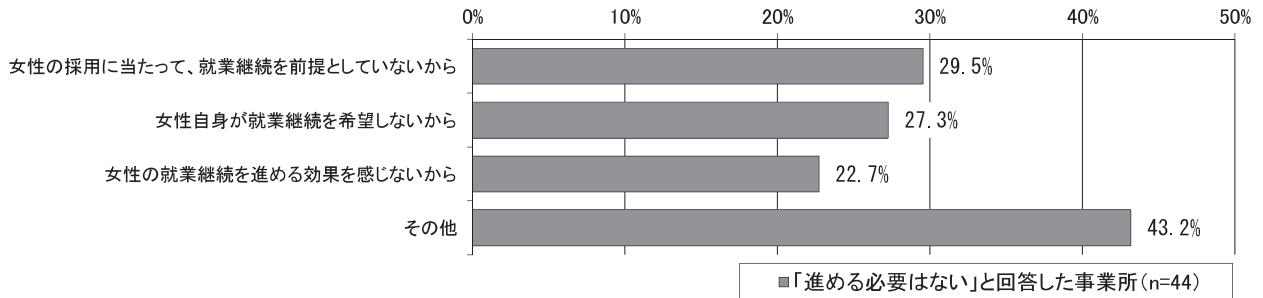
(図VI-4) 女性のキャリア形成を「進める必要がある」理由（複数回答）



#### 5 女性のキャリア形成を「進める必要はない」理由

「進める必要はない」と回答した事業所のうち、その理由としては、「女性の採用に当たって、就業継続を前提としていないから」(29.5%)が最も多く、次いで、「女性自身が就業継続を希望しないから」(27.3%)となっている。

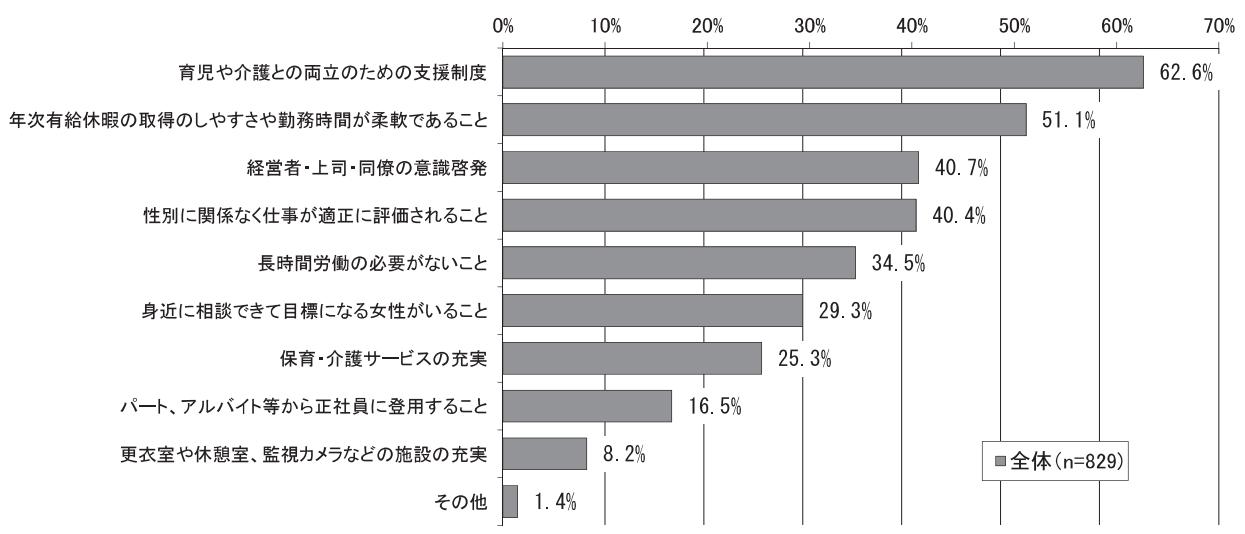
(図VI-5) 女性のキャリア形成を「進める必要はない」理由（複数回答）



#### 6 女性が働きやすい職場づくりのために必要なこと

「育児や介護との両立のための支援制度」(62.6%)が最も多く、次いで、「年次有給休暇の取得のしやすさや勤務時間が柔軟であること」(51.1%)となっている。

(図VI-6) 女性が働きやすい職場づくりに必要なこと（複数回答）

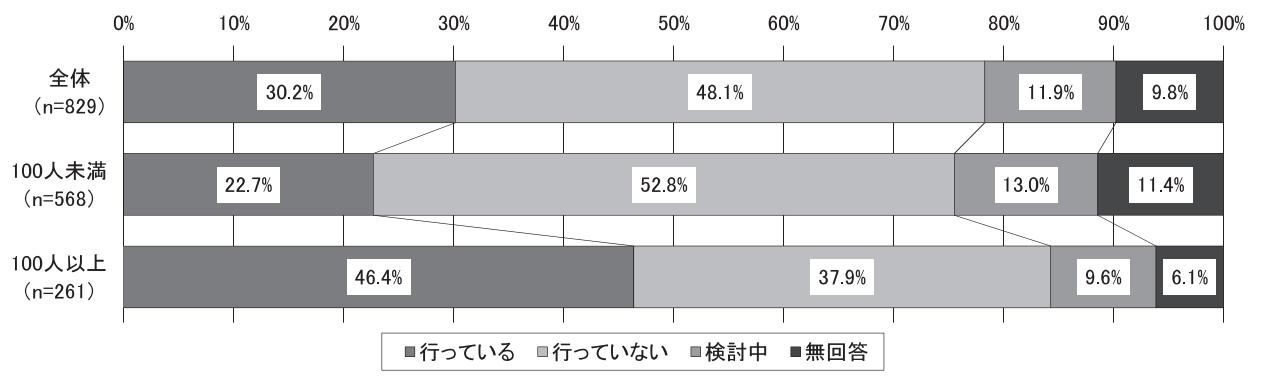


## 7 女性の活躍を推進するポジティブ・アクションの取組

回答事業所全体では、「行っている」(30.2%)、「行っていない」(48.1%)、「検討中」(11.9%)となっている。

従業員規模別では、「行っている」と回答したのは、100人未満の事業所では22.7%に対し、100人以上の事業所では46.4%となっており、大きな差がある。

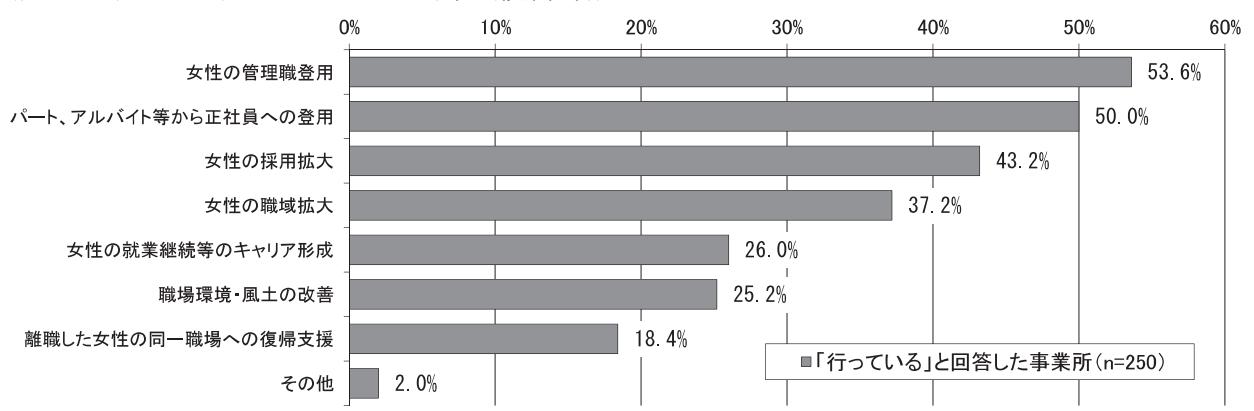
(図VI-7) 女性の活躍を推進するポジティブ・アクションの取組



## 8 ポジティブ・アクションの取組

「女性の管理職登用」(53.6%)が最も多く、次いで、「パート、アルバイト等から正社員への登用」(50.0%)、「女性の採用拡大」(43.2%)となっている。

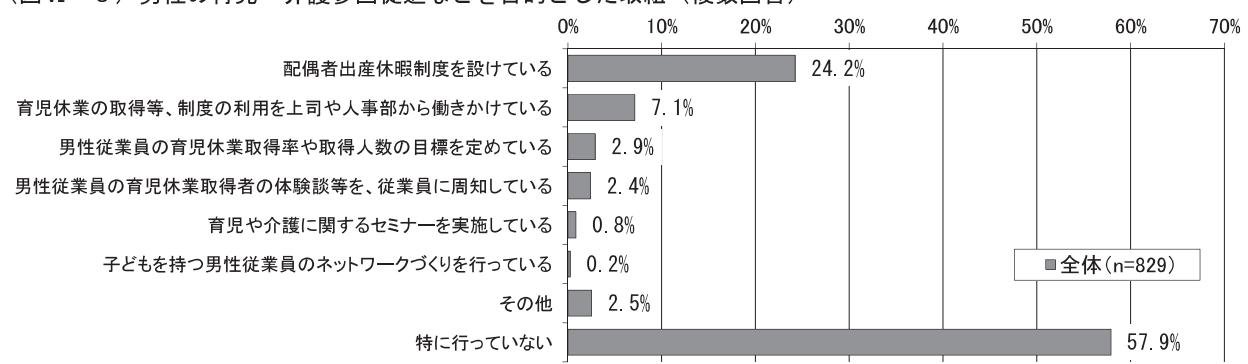
(図VI-8) ポジティブ・アクションの取組（複数回答）



## 9 男性の育児・介護参画促進などを目的とした取組

取組としては「配偶者出産休暇制度を設けている」(24.2%)が多いが、「特に行っていない」(57.9%)が最も多い。

(図VI-9) 男性の育児・介護参画促進などを目的とした取組（複数回答）

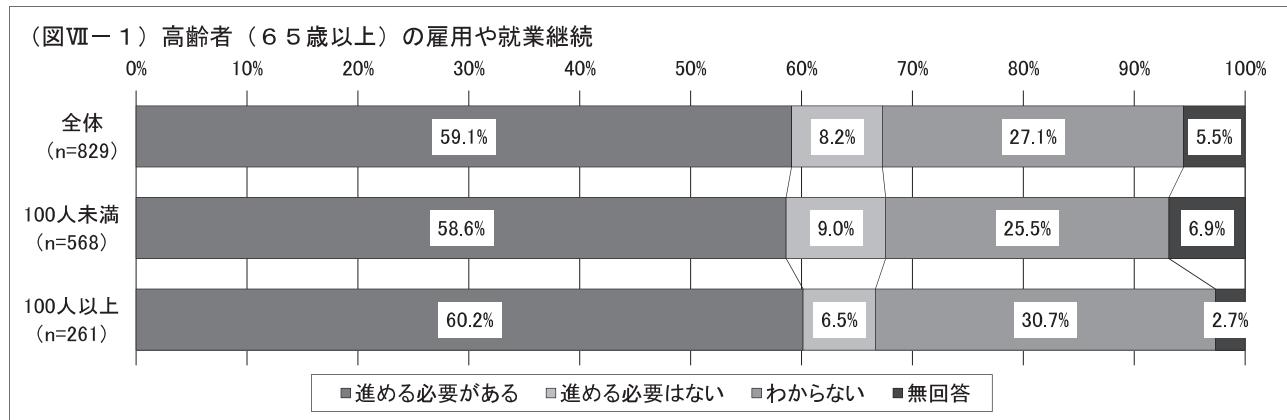


## VII 高齢者雇用について

### 1 高齢者（65歳以上）の雇用や就業継続

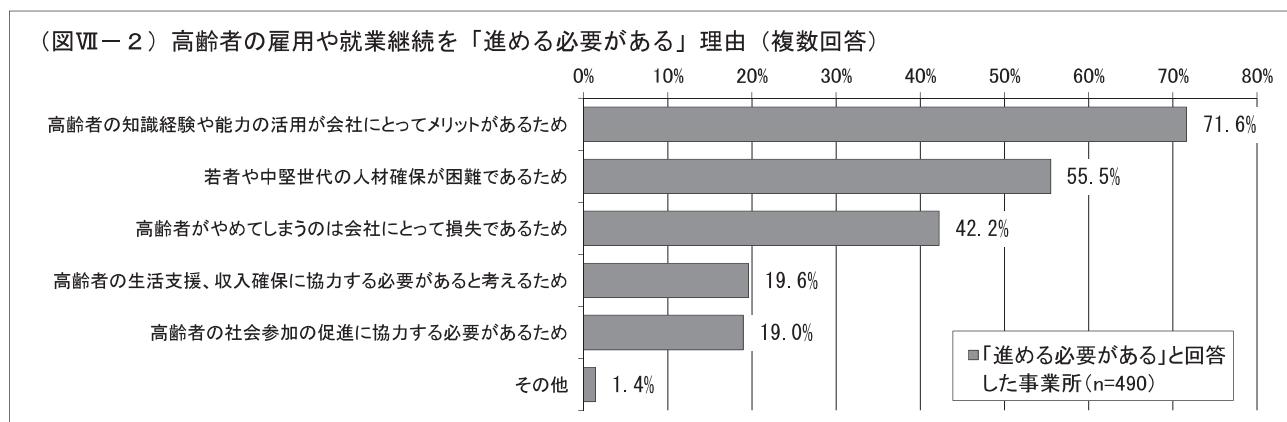
回答事業所全体では、「進める必要がある」（59.1%）が多く、「進める必要はない」（8.2%）、「わからない」（27.1%）となっている。

従業員規模別でも、大きな差は見られない。



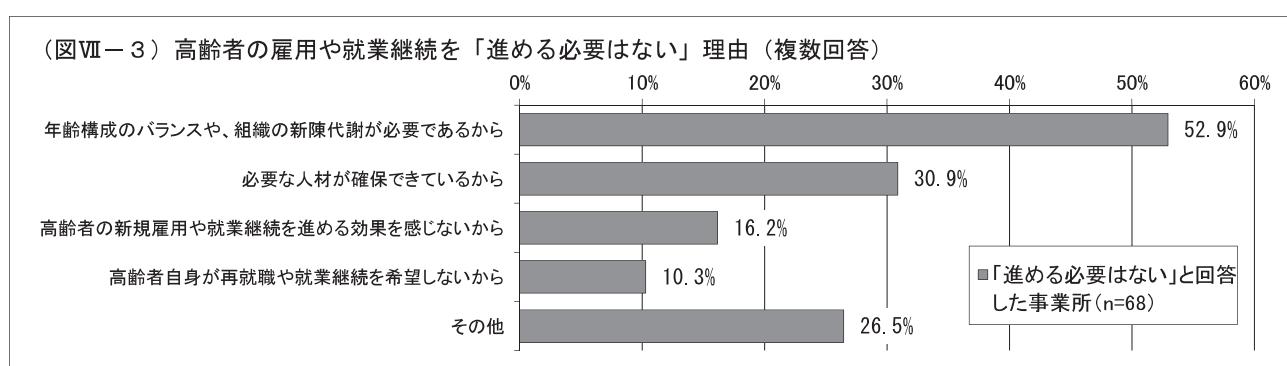
### 2 高齢者の雇用や就業継続を「進める必要がある」理由

「高齢者の知識経験や能力の活用が会社にとってメリットがあるため」（71.6%）が最も多く、次いで、「若者や中堅世代の人材確保が困難であるため」（55.5%）、「高齢者がやめてしまうのは会社にとって損失であるため」（42.2%）となっている。



### 3 高齢者の雇用や就業継続を「進める必要はない」理由

「年齢構成のバランスや、組織の新陳代謝が必要であるから」（52.9%）が最も多く、次いで、「必要な人材が確保できているから」（30.9%）となっている。



## VIII 働き方改革について

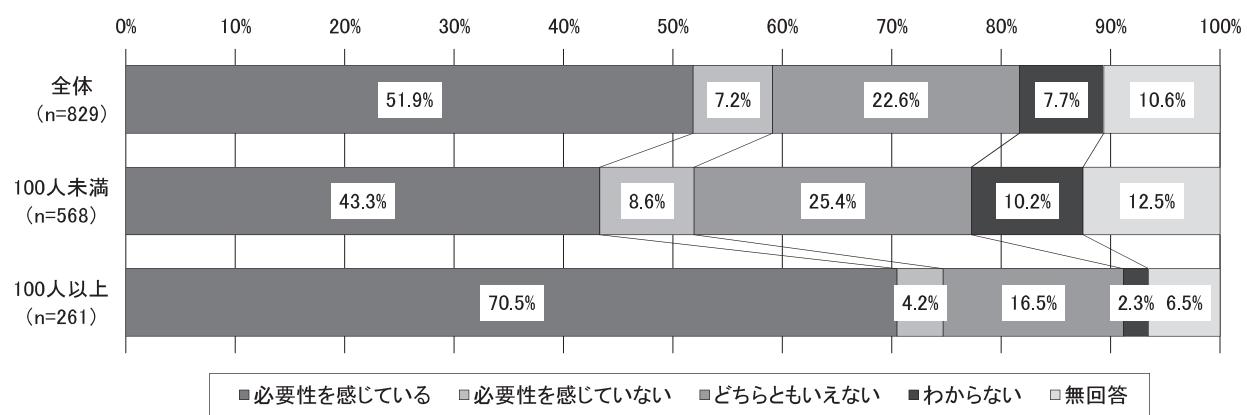
### 1 働き方改革に取り組む必要性

回答事業所全体では、「必要性を感じている」(51.9%)、「必要性を感じていない」(7.2%)、「どちらともいえない」(22.6%)となっている。

従業員規模別では、「必要性を感じている」と回答したのは、100人未満の事業所では43.3%に対し、100人以上の事業所では70.5%となっており、大きな差がある。

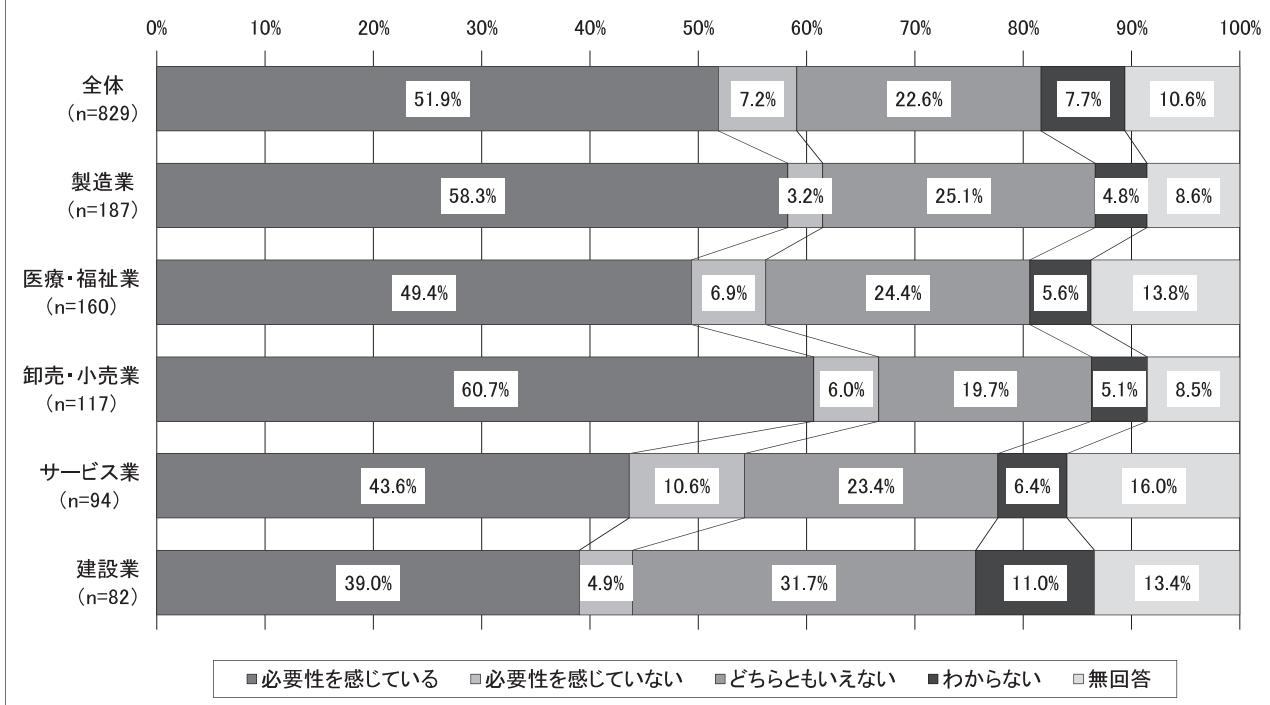
また、100人未満の事業所では、半数近くの事業所が「どちらともいえない」「わからない」と回答、または「無回答」となっており、小規模な事業所ほど働き方改革への理解が進んでいないことがわかる。

(図VIII-1-1) 働き方改革に取り組む必要性（事業所規模別）



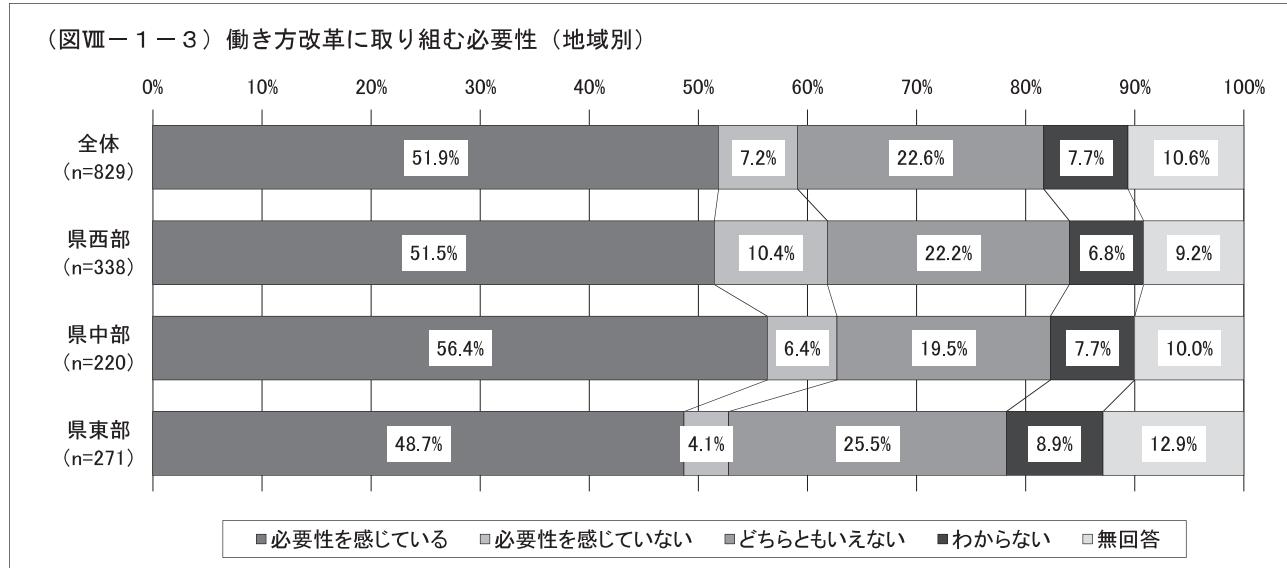
業種別では、「必要性を感じている」と回答した事業所は、「卸売・小売業」(60.7%)、「製造業」(58.3%)では多くなっているが、「建設業」(39.0%)、「サービス業」(43.6%)では少なくなっているなど、業種により差が見られる。

(図VIII-1-2) 働き方改革に取り組む必要性（業種別）



地域別では、いずれの地域も半数程度の事業所が「必要性を感じている」と回答しているが、県全体(51.9%)と比べて、県中部(56.4%)ではやや多く、県東部(48.7%)ではやや少なくなっている。

(図VIII-1-3) 働き方改革に取り組む必要性（地域別）



※ 県西部：下関市、宇部市、長門市、美祢市、山陽小野田市

県中部：山口市、萩市、防府市、阿武町

県東部：下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

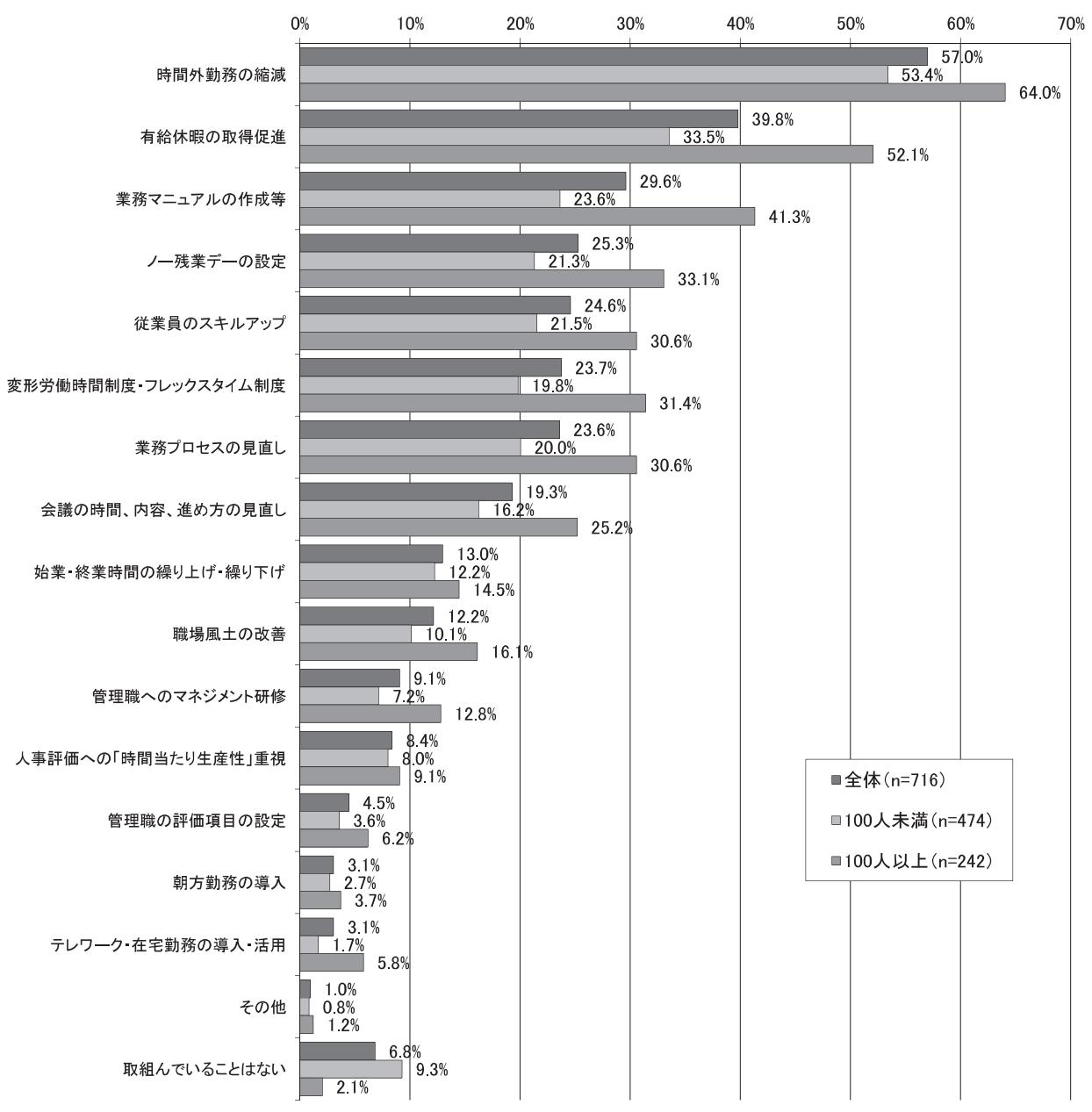
## 2-1 働き方改革としての取組

全体では、「時間外勤務の縮減」(57.0%)が最も多く、次いで、「有給休暇の取得促進」(39.8%)、「業務マニュアルの作成等」(29.6%)となっている。

100人未満の事業所では、「時間外勤務の縮減」(53.4%)が最も多く、次いで、「有給休暇の取得促進」(33.5%)、「業務マニュアルの作成等」(23.6%)、「従業員のスキルアップ」(21.5%)となっている。

100人以上の事業所では、「時間外勤務の縮減」(64.0%)が最も多く、次いで、「有給休暇の取得促進」(52.1%)、「業務マニュアルの作成等」(41.3%)、「ノー残業デーの設定」(33.1%)となっている。

(図VIII-2-1) 働き方改革としての取組（複数回答）



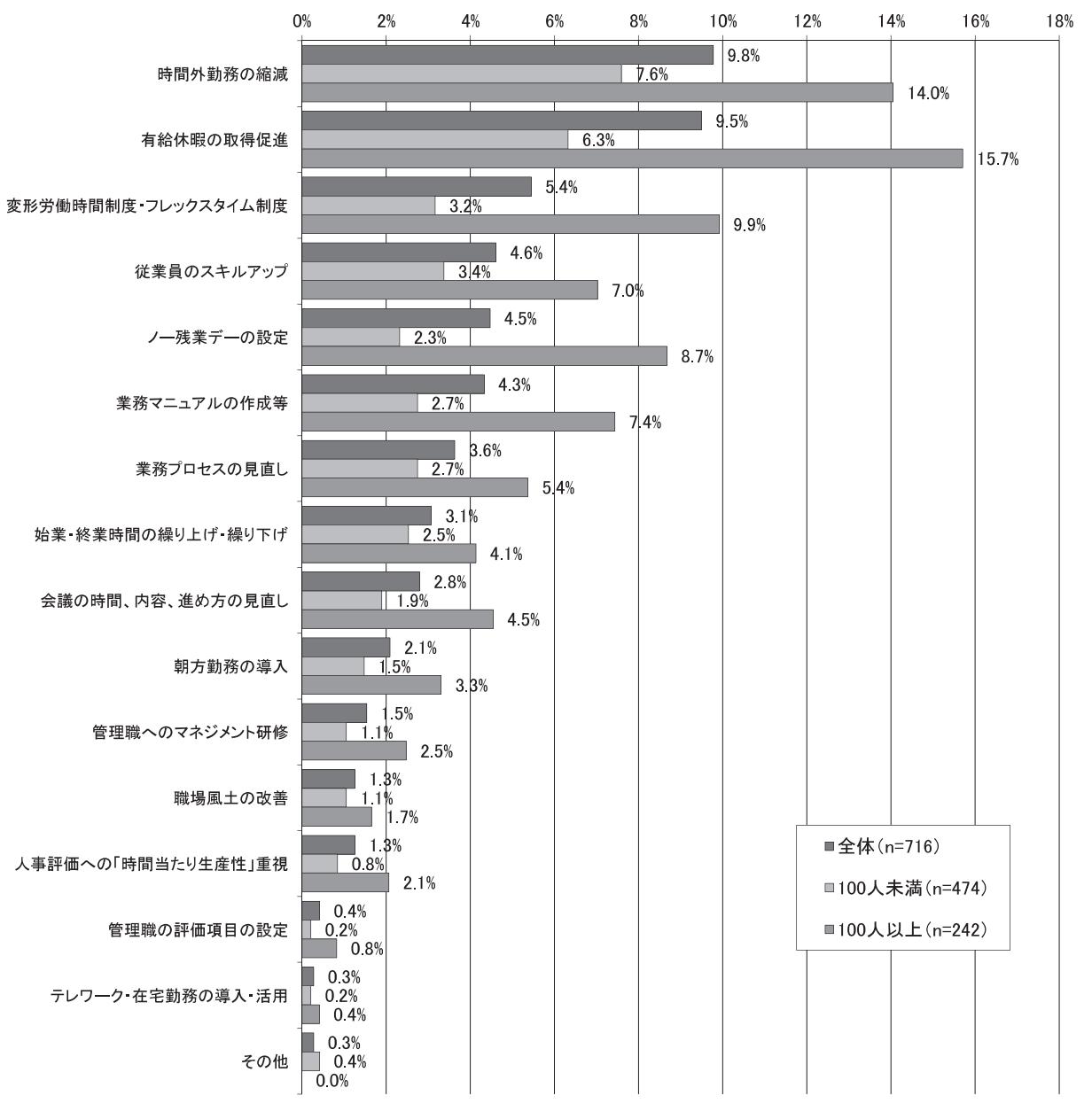
## 2-2 働き方改革として効果をあげている取組

全体では、「時間外勤務の縮減」(9.8%)が最も多く、次いで、「有給休暇の取得促進」(9.5%)、「変形労働時間制度・フレックスタイム制度」(5.4%)となっている。

100人未満の事業所では、「時間外勤務の縮減」(7.6%)が最も多く、次いで、「有給休暇の取得促進」(6.3%)、「従業員のスキルアップ」(3.4%)となっている。

100人以上の事業所では、「有給休暇の取得促進」(15.7%)が最も多く、次いで、「時間外勤務の縮減」(14.0%)、「変形労働時間制度・フレックスタイム制度」(9.9%)となっている。

(図VIII-2-2) 働き方改革として効果をあげている取組（複数回答）



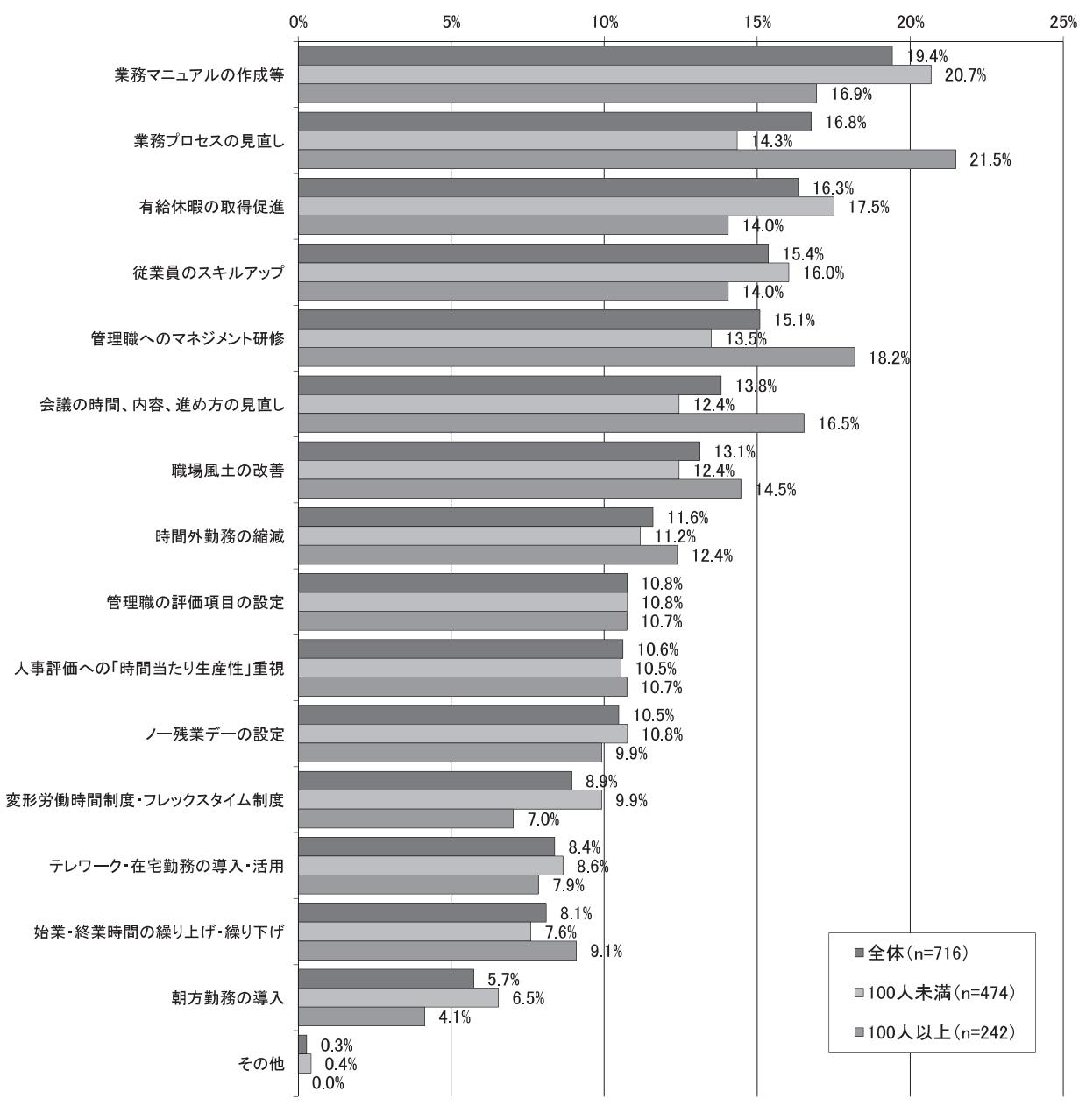
## 2-3 働き方改革として今後取り組む予定・検討中の取組

全体では、「業務マニュアルの作成等」(19.4%)が最も多く、次いで、「業務プロセスの見直し」(16.8%)、「有給休暇の取得促進」(16.3%)となっている。

100人未満の事業所では、「業務マニュアルの作成等」(20.7%)が最も多く、次いで、「有給休暇の取得促進」(17.5%)、「従業員のスキルアップ」(16.0%)、「業務プロセスの見直し」(14.3%)となっている。

100人以上の事業所では、「業務プロセスの見直し」(21.5%)が最も多く、次いで、「管理職へのマネジメント研修」(18.2%)、「業務マニュアルの作成等」(16.9%)、「会議の時間、内容、進め方の見直し」(16.5%)となっている。

(図VIII-2-3) 働き方改革として今後取り組む予定・検討中の取組（複数回答）



### 3 働き方改革の取組を進める上での問題点

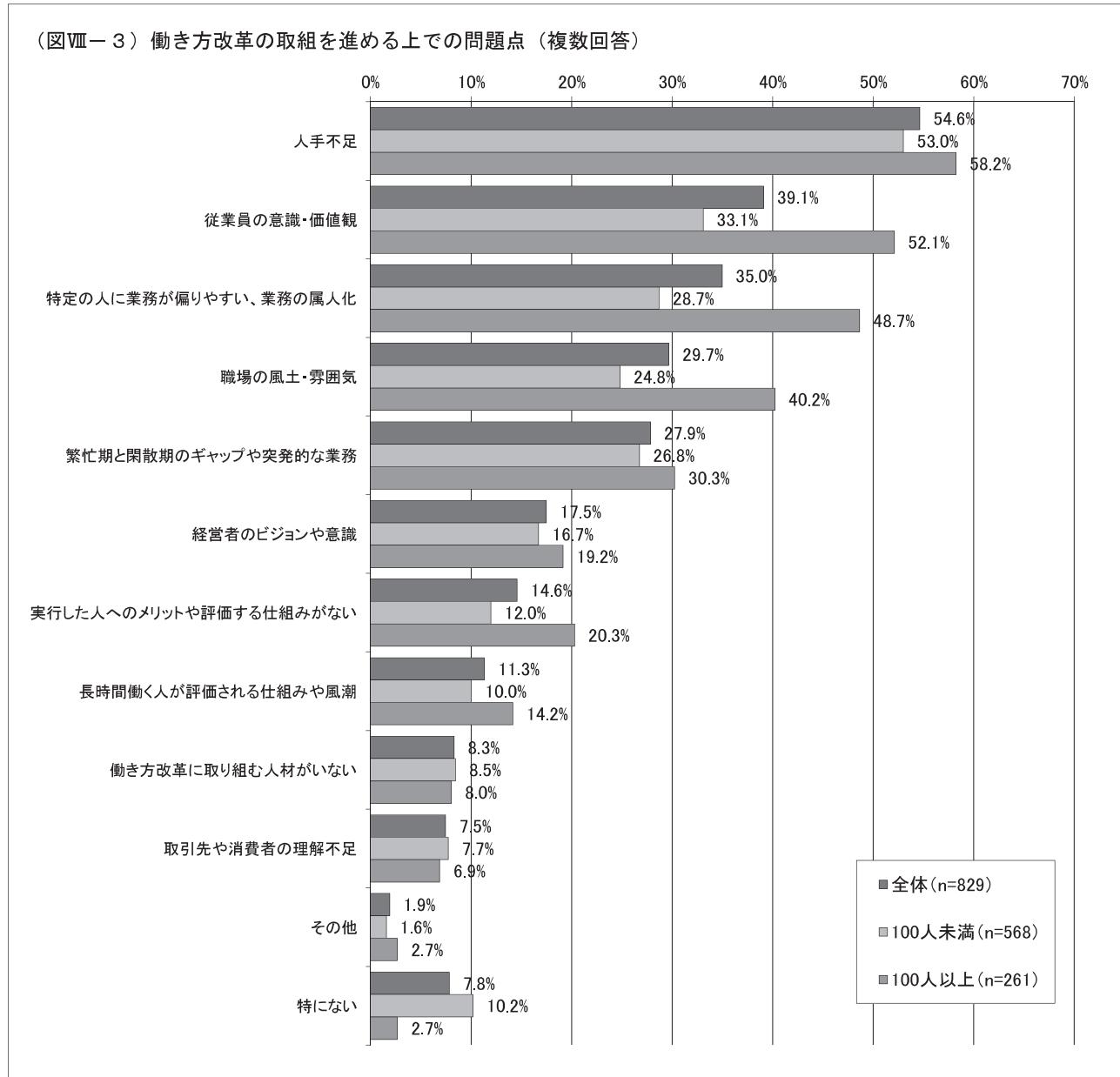
全体では、「人手不足」(54.6%)が最も多く、次いで、「従業員の意識・価値観」(39.1%)、「特定の人に業務が偏りやすい、業務の属人化」(35.0%)となっている。

従業員規模別でも、「人手不足」が、100人未満の事業所で53.0%、100人以上の事業所で58.2%と最も多くなっている。

また、「従業員の意識・価値観」「特定の人に業務が偏りやすい、業務の属人化」「職場の風土・雰囲気」「繁忙期と閑散期のギャップや突発的な業務」も、いずれの規模でも多くなっている。

一方、100人以上の事業所では、「実行した人へのメリットや評価する仕組みがない」「長時間働く人が評価される仕組みや風潮」といった評価に関する問題点が、100人未満の事業所に比べて多くなっている。

(図VIII-3) 働き方改革の取組を進める上での問題点（複数回答）



#### 4 働き方改革の取組を進めるために必要な支援

全体では、「先進的な取組や参考になる事例の紹介」(26.9%)が最も多く、次いで、「企業に対する助成制度」(23.4%)、「関連する制度の情報提供や周知」(21.2%)となっている。

従業員規模別でも、「先進的な取組や参考になる事例の紹介」が100人未満の事業所で23.6%、100人以上の事業所で34.1%と最も多くなっている。

100人以上の事業所では、「先進的な取組や参考になる事例の紹介」「関連する制度の情報提供や周知」「セミナー・研修会等による普及啓発や機運醸成の推進」といった働き方改革に関する事例や情報を必要としているほか、「企業内における推進リーダー等の養成」への支援ニーズが、100人未満の事業所に比べて多くなっている。

(図VIII-4) 働き方改革の取組を進めるために必要な支援（複数回答）

